

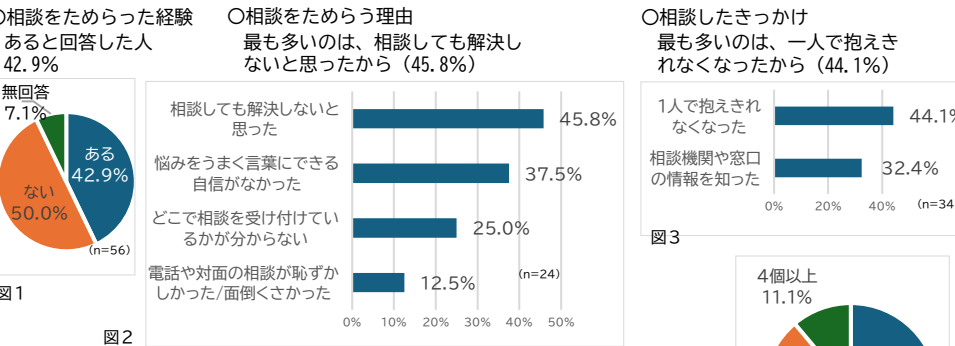
第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	◎ 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)(法第2条)	2 計画の位置づけ	法第8条第3項に基づく、静岡市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画として、県計画を勘案して策定する。 「第4次静岡市男女共同参画行動計画（DV 防止基本計画を含む）」に関連する計画として整合を図る。	3 計画の期間	令和7年度～令和12年度（6年間） 「静岡市男女共同参画行動計画」（R5～R12）の中間見直し又は改定時期に合わせ一体化を検討する。
-----------	--	-----------	--	---------	---

第2章 女性支援の現状と課題

1 女性相談に関する現状と課題

（1）相談に至っていない女性の存在（図1～4：R6市内在住・在勤の女性を対象に行った困難に関するアンケート、n=56）



○民間支援団体等へのヒアリング

- ・外国人は言葉の壁により疎外感を感じ、引きこもる傾向がある。
- ・トランスジェンダーは相談員に性的少数者への理解がないと相談にくい。

（2）相談内容の多様化・複合化

○R5年度市女性会館における女性総合相談の状況（図5）

女性の抱える問題は多様化、複合化している傾向にある



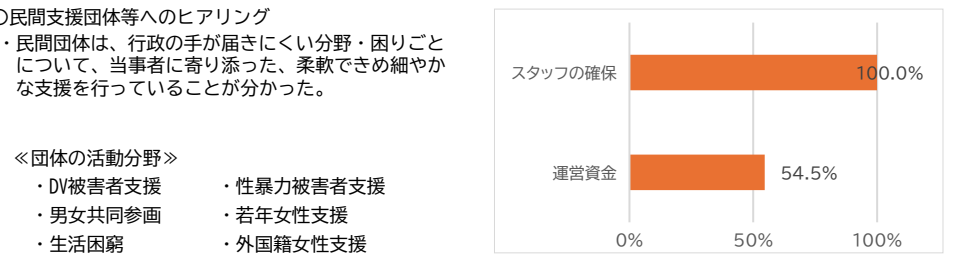
2 民間の支援団体との協働に関する現状と課題

○市の支援機関との連携の状況

- ・市の支援機関への調査によると、市民活動団体・民間の支援団体との連携を意識していない取組が62%

○民間支援団体の活動継続の課題（県調査等、n=11）

スタッフの確保（100%）、運営資金（54.5%）に課題



3 女性支援に関わる人の育成に関する現状と課題

○市の支援機関への調査、ヒアリング

- ・市の支援の取組の中には実際に支援を担当する職員、相談員個人の知識や経験に頼る部分もある。
- ・女性支援に資する取組のうち、10%の取組については、担当者の研修などのスキルアップの機会が「あまりない」「ない」と回答
- ・相談員の確保や相談員の対応力の維持向上について課題を感じているとの回答（自由記載）。

○民間支援団体等へのヒアリング

- ・行政職員にもっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたいとの要望があった。ジェンダーの視点がないため、相談時に被害者を傷つけてしまうことがあるとのこと（二次被害）。また、実務経験の少ない職員に対するOJTや研修の機会の充実への要望もあった。

課題1 相談に至っていない女性を相談につなげる必要性

様々な問題を抱えながらも支援機関へ相談していない女性に対しては、その後の支援を可能とするため、相談につなげる必要がある。

＜相談に至っていない理由＞

- ・相談を諦めてしまう、問題があることを認識していない（自己肯定感、自己決定意識が失われている）
- ・電話や対面による相談に抵抗感がある
- ・相談窓口を知らない
- ・外国人、トランスジェンダーが安心して相談できる相談先が限られている

➢ 相談しないことにより問題が深刻化するおそれ

課題2 相談内容の多様化、複合化

女性の抱える問題は、DV被害や精神的問題など複雑で相互に絡み合っていることが多く、相談内容の多様化、複合化への対応が必要となるが、担当者個人の知識、経験、ネットワークに依存している。

課題3 民間支援団体の強みを活かす必要性

- ・行政機関：広範な分野の多様な支援
- ・民間支援団体：柔軟できめ細かい支援

それぞれの強みを活かしていくことが重要となる。

課題4 民間支援団体のスタッフ、運営資金不足

民間支援団体が活動を継続していくためには、スタッフや運営資金が不足している。

課題5 女性支援に関わる人の研修、スキルアップの必要性

女性支援に関わる人個人の知識や経験に頼る部分がある。

問題を抱える女性を理解し、気持ちを尊重した、寄り添う支援を行うため、女性支援に関わる人の研修、スキルアップが必要

第3章 計画の考え方

1 基本理念（目指す姿）

ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現

2 支援の基本的考え方

ジェンダー平等とすべての人の人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら、各部署、関係機関及び民間団体の連携、協働により、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する。

3 計画の方針

方針（1）支援の「きっかけ」となる役割を果たす

市民にとって最も身近な行政機関であることから、支援対象者にとって身近な、支援の「きっかけ」となる役割を果たすための施策を実施する。

- ① 女性自身が自らを守り、生きる力を育む、ジェンダー平等・人権尊重に関する教育・啓発による予防的支援及び問題解決に向けたロードマップの可視化
- ② SNS等多様な相談ニーズに対応できる仕組みづくり
- ③ 多様な手段（SNS活用、医療関係者や民生委員・児童委員等の仲立ち等）による広報・周知
- ④ アウトリーチ・居場所の提供など相談につながりやすい取組を実施、必要に応じて相談窓口へ同行することで支援対象となる女性を早期把握

方針（2）各種支援制度の実施主体として各部署・関係機関と連携する

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度にかかる部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携するとともに、一時保護や自立支援を行う県等とも連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するための施策を実施する。

方針（3）民間支援団体と協働を図る、その活動を支援する

行政機関による広範な分野の多様な支援と、市民活動団体・民間の支援団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを活かした協働を図るとともに、民間の支援団体の活動を支援するための施策を実施する。

方針（4）女性支援に関わる人を育成する

女性支援に関わる人の知識、支援技術を高めるとともに、ジェンダー平等・人権尊重に係る認識を深めることで人材を育成する。育成した支援員・スタッフの心身をケアし、働きやすい環境を整備する。これらの取組により、困難な問題を抱える女性を理解し、気持ちを尊重し、寄り添う支援を行う支援員・スタッフを確保する。

第4章 施策の推進のために必要な取組

I 支援の内容

1 早期把握・相談支援

取組1 アウトリーチ・居場所の提供等による早期の把握

- (1) アウトリーチ・居場所の提供等、支援対象となる女性の早期把握につながる取組の実施
- (2) 民間の支援団体と連携・協働したアウトリーチ・居場所の提供・同行支援等
- (3) SNS等の活用による居場所等の広報・周知

取組2 相談機能の強化

- (1) 相談窓口の広報・周知及び問題解決に向けたロードマップの可視化
- (2) 各部署、関係機関、民間の支援団体と連携した相談の充実
- (3) 多様な手段で相談できる仕組みづくり
- (4) 外国人住民、トランスジェンダーへの相談支援

2 保護・回復支援

取組3 早期から切れ目のない保護・回復支援

- (1) 各部署、関係機関や民間の支援団体との連携、協働による早期から切れ目のない支援の実施

3 自立支援

取組4 本人の意思に寄り添った自立支援

- (1) 本人の意思に寄り添った自立支援のための相談体制の充実
- (2) 各部署、関係機関や民間の支援団体の連携したアフターケアによる自立支援

II 支援の体制

取組5 連携体制づくり

- (1) 支援調整会議（各部署、関係機関、民間支援団体により支援内容を協議する会議）等を通じて早期から切れ目のない最適な支援の実施
- (2) 学校等と連携した支援体制の強化

取組6 教育・啓発

- (1) 幼少期からの教育・啓発による理解促進
- (2) SNS等多様な手段による教育・啓発、広報等

取組7 女性支援に関わる人の育成

- (1) 支援関係者の資質向上に向けた情報（機会）の提供
- (2) 支援関係者の活動の場の環境整備

Ⅲ 数値目標	取組	指標	現状	R 8	R12
	1, 2	相談をためらったことがある人の割合（過去1年間において）	42.9% (R6)	30%	20%
	1, 2	DV相談（市役所配偶者暴力相談センター）の認知度	56.7% (R3)	70%	90%
	1, 2, 3, 4	連携・協働する民間支援団体の数	8/11団体 (R6)	把握している全ての団体	把握している全ての団体
	6	中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合	48.8% (R5)	50%	60%
	7	女性支援に関わる職員等の資質向上研修受講者累計数（R7～）・庁外の女性支援者が参加する研修の実施件数	(庁内) 66人 (R6) (庁外) —	(庁内) 130人 (庁外) 年1回	(庁内) 400人 (庁外) 年1回